

特別養護老人ホーム やさと 料金表

基準サービス利用料金(1単位10円)

令和元年10月～

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位

※原則、特養への新規入居は要介護度3以上の方が対象となります。加算の算定内容はご利用者ごとに異なります。

各種加算額	日常生活継続支援加算	36単位
	看護体制加算(Ⅰ)イ	6単位
	看護体制加算(Ⅱ)イ	13単位
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位
	個別機能訓練加算	12単位
	栄養マネジメント加算	14単位
	口腔衛生管理体制加算	30単位/1ヶ月につき
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位
	生活機能向上連携加算	100単位/1ヶ月につき
	褥瘡マネジメント加算 ※対象者のみ	10単位/1ヶ月につき
	排せつ支援加算 ※対象者のみ	100単位/1ヶ月につき
	低栄養リスク改善加算 ※対象者のみ	300単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅰ ※対象者のみ	400単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅱ ※対象者のみ	100単位/1ヶ月につき
	療養食加算 ※対象者のみ	1食6単位/1日3食18単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×8.3%	
特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×2.7%	

食費・居住費

負担段階		食費(1日)	居住費(1日)
第1段階	①世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ②生活保護等を受給されている方	300円	0円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	390円	370円
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	650円	370円
第4段階	上記以外の方	1,392円	855円

※預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方が介護保険負担限度額の対象となります。認定を受けるには市区町村への申請が毎年必要となります。

介護保険給付対象外の費用

費目	金額	備考
おやつ代(午前)	100円/1日	
おやつ代(午後)	150円/1日	
小口現金管理費	1,000円/1ヶ月	預金通帳をお預かりする場合は2,000円
利用料口座振替手数料	税込77円/1ヶ月	常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫 結城信用金庫、農業協同組合等
病院受診等に係る移送費	10km未満(片道)	1,000円
	10km以上(片道)	1,500円+10kmを超えた距離1kmあたり20円 例)11km 1,520円
理美容サービス	カット2,000円	顔そり+500円
複写物交付費	20円/1枚	
電話使用料	15円/1分	
特別な食事の提供	実費	
日常生活に係る諸費用	実費	

利用料金総額目安(30日)

介護サービス・食費・居住費・おやつ代・現金管理費

1割負担

介護度	4階層	3階層	2階層	1階層
1	98,232円	61,422円	53,622円	39,822円
2	100,497円	63,687円	55,887円	42,087円
3	102,828円	66,018円	58,218円	44,418円
4	105,092円	68,282円	60,482円	46,682円
5	107,323円	70,513円	62,713円	48,913円

2割負担

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で 280 万円以上、または 2 人以上世帯で 346 万円以上

介護度	4階層	3階層	2階層	1階層
1	120,554円	83,744円	75,944円	62,144円
2	125,083円	88,273円	80,473円	66,673円
3	129,745円	92,935円	85,135円	71,335円
4	134,274円	97,464円	89,664円	75,864円
5	138,736円	101,926円	94,126円	80,326円

3割負担

年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で 340 万円以上、または 2 人以上世帯で 463 万円以上

介護度	4階層	3階層	2階層	1階層
1	142,876円	106,066円	98,266円	84,466円
2	149,670円	112,860円	105,060円	91,260円
3	156,663円	119,853円	112,053円	98,253円
4	163,456円	126,646円	118,846円	105,046円
5	170,149円	133,339円	125,539円	111,739円

※要介護・要支援認定を受けた方は、市区町村から負担割合が記された負担割合証が交付されます。

※ご利用者の状況・職員の体制等により加算の内容が変更となる場合があります。

※第1階層の生活保護受給者は介護券で減額される可能性があります。

※上記の他に医療費、売店利用代、予防接種代等は小口現金から個人負担となります。

※食費で特別食（嗜好品、出前、外食等）をご利用者、ご家族が希望した場合は、全て介護保険給付対象外サービスとなり実費分がかかります。